

議案第~~四~~四~~四~~号

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例について

三朝町管住宅使用料徴収条例の一部を次のように改める。

昭和三十九年五月十二日 提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二号）の一部を次のように改める。

第二条中「八百円」を「壹千貳百円」に、「壹千五百円」を「貳千円」に、「壹千円」を「壹千貳百円」に、「壹千九百円」を「貳千貳百円」に、「壹千参百円」を「壹千四百円」に改める。

附則

この条例は公布の日より施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。